

趣旨

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に、前年の課税所得によらずに就学支援金を支給することにより、家計が急変した家庭の教育費負担を軽減し、もって教育の機会均等に寄与する。

対象となる家計急変事由

■ 主な家計急変事由

- ・ 負傷・疾病による療養のため勤務できないこと（その後90日以上就労困難）
- ・ 自己の責めに帰することのできない理由による離職

※雇用保険受給資格者証に記載された離職理由の一部が対象となる

（例：会社都合の解雇、

正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職 等））

- ・ 被災により就労困難等となった場合

■ 留意事項

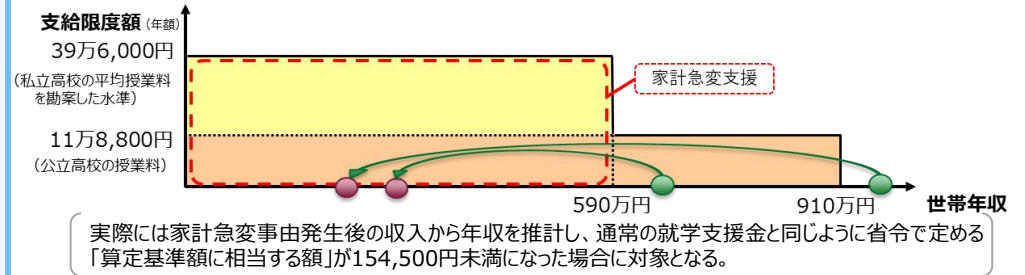
- ・ 保護者等が被雇用者(会社員等)以外の個人事業主等や会社役員の場合も対象となる。
- ・ 自己の責めに帰する理由による自己都合退職、定年退職などは対象にならない。
- ・ 入学前に家計急変事由が発生した場合も、従前得ていた収入を得ることができない状態が入学時に継続していれば対象となる。
- ・ 詳細は、**事務処理要領**及び「**家計急変事由対象一覧**」を参照。

※保護者等の死亡・離婚は本制度の対象にならないが、保護者等変更を行うことにより通常の就学支援金の対象となる場合がある。

対象となる収入要件

■ 算定基準

家計急変事由発生後の減少した収入の状況をもとにした世帯の推計年収が約590万円未満相当になった場合に対象となる。



■ 算定方法

家計急変事由発生後3か月分の収入状況から年収を推計し、所定の算定方法を用いて「算定基準額に相当する額」を算出する。

※入学前に家計急変事由が生じた場合など、事由が生じてから4か月以上経過している場合は申請月の前3か月の収入状況で算出する。

※1月、7月の収入状況確認時は直近の原則6か月の収入状況で算出する。

※詳細は**事務処理要領**を参照。なお、申請時及び審査時の計算には**年収推計シート**を用いる。

支給限度額

月額：33,000円（公立高校等は月額：9,900円） ※通常の就学支援金における590万円未満程度の世帯の支給限度額と同じ。

申請・認定

- [申請] 家計急変事由が発生した場合、すみやかに申請を行うことが可能。併せて、①家計急変事由を証明する書類 ②家計急変後の収入を証明する書類を提出。
- [初回審査] 審査後、家計急変支援の対象となった場合、直近の6月又は12月まで家計急変支援の対象として就学支援金を支給（途中で収入回復した場合を除く）。
- [収入回復届出] 再就職するなど推計年収が約590万円以上相当に回復すると見込まれる場合は、必ず届け出ること（回復している場合は家計急変支援は終了）。
- [収入状況確認] 1月及び7月に収入状況の確認を行い、引き続き、要件を満たす場合は家計急変支援の対象として就学支援金の支給を継続。前年の課税所得により通常の就学支援金の対象となる場合は、通常の就学支援金に移行。